

\*\*\*\*\*

第1回 第四期町田市福祉のまちづくり推進協議会バリアフリー一部会会議録

\*\*\*\*\*

開催日時：2008年10月1日（水）午前9時30分～午前11時00分

開催場所：町田市役所森野分庁舎 二階第二・三会議室

\*\*\*\*\*

出席会員：（敬称略、順不同）

秋山哲男、吉田樹、赤堀義信、風間博明、桑原正弘、安野イヨ子、関根善一、山中克己、小野恭一（代理：土肥）、野崎誠貴、安達正晃、山本一俊、杉森俊彦、橋木正明、三木健明、清水隆治、玉野利章、皿嶋裕規、木美貢、垣見龍次、神戸正晴、柳澤秀秋、佐藤正志、柴田英司（代理：小林）、高橋豊

オブザーバー：1名

事務局：高橋豊都市づくり部長、楠裕次都市計画課長、渋谷晴久都市計画交通計画担当課長、松原夏樹係長、奥村繁樹主任、保坂陽子主事

傍聴人：なし

\*\*\*\*\*

【会議次第】

1. 会員紹介
2. 部会長・職務代理の選出
3. バリアフリー一部会設置趣旨について
4. 議題
5. 閉会

\*\*\*\*\*

【議題】

1. 検討の進め方について
2. その他

\*\*\*\*\*

【資料】

- ◎資料1 町田市バリアフリー基本構想の策定に向けた基本方針（案）
- ◎資料2 バリアフリー新法の施行とその後の状況について
- ◎資料3 町田市バリアフリー化の現状
- ◎資料4 今後の方針
- ◎資料5 バリアフリー基本構想策定スケジュール（案）
- ◎資料6 <原町田地区>重点整備地区等指定案

\*\*\*\*\*

【参考資料】

- バリアフリー新法の解説（パンフレット）
- 町田市交通マスタープラン 概要版

\*\*\*\*\*

**【議事】**

**<開会挨拶>**

省略

**<資料確認>**

省略

**<部会長の選出>**

(司会) どなたか選出にあたってのご意見などございますか。

(A会員) 町田市の福祉のまちづくり・交通マスタープランの推進に関する経験、見識ともに秋山先生にお願いするのが良いと思いますがいかがでしょうか？

(司会) 秋山先生とのお声がありました。秋山先生、お願いできますか。

(秋山会員) 了承 挨拶省略（以下発言は部会長）

(司会) 続きまして、職務代理の選出を行いたいと思います。こちらは部会長が指名することになっております。秋山先生、どなたかご指名をお願いいたします。

(部会長) 吉田会員を指名

(司会) ただいま、部会長より吉田会員とのお話がありましたがいかがでしょうか。

<異議なしとの声>

それでは、吉田会員に職務代理をお願い申しあげます。職務代理席へお移り下さい。一言ご挨拶いただければと思います。

(吉田会員) 挨拶省略

(部会長) 続きまして、次第の『3. バリアフリー部会設立主旨』について事務局より説明をお願いいたします。

**<資料説明>：資料 1**

事務局による説明（省略）

(部会長) 事務局の説明が終わりましたが、ご意見はありますか？

<意見なし>

**<議題>**

**1. 検討の進め方について**

**<資料説明>：資料 2, 3, 4**

事務局による説明（省略）

(部会長) 資料の1から4というのは、町田市の歴史から新法、そして新法に関わる今回の基本構想計画に関わる大きな流れを一気にご説明していただいたのですが、かなり分かりにくい点があったかと思います。そこで私の方から一言補足をさせていただきます。交通バリアフリー法というのは駅及びその周辺をバリアフリーにしようということが2000年に決められました。駅というのは、具体的に1ルート以上障がい者が通行できるルートをきちっと整備しましょう。その計画を作ることが、2000年にできたわけです。駅というのは、具体的に言いますと視覚障がい者の誘導状況をきちっと整備し、かつ車いす使用者に対してエレベ

ーターを整備するということが駅で行われています。道路については、特定経路と当時言っていたのですが、先ほど分かりにくい言葉が出てきましたが、生活関連経路というのは、簡単に言うと障がい者が通行できる主要な経路のことであり、したがって障がい者が通行出来る主要な経路は段差を解消して視覚障がい者の誘導ブロックを整備していくということが原則になっております。簡単に言うと様々な人が必要とする比較的大きめの施設のことを生活関連施設と言います。つまりこの部会で生活関連施設ということをと決めれば生活関連施設になります。例えば過去には福祉施設とか、高齢者、障がい者がよく使う施設という言い方をしていたのですが、現在は生活に関係あると皆さんが判断すれば生活関連施設という形で指定することができます。そこを結ぶ駅及びその周辺を結ぶというのが2000年の時点での考え方でしたが、2007年の新しい新法では、そこから更に進んで、例えば鉄道駅がない地区でも計画を作っていいですよと決められました。そこが違いの大きな第一点です。それから今度の方針の最初の図にバリアフリー新法というのが書かれていると思うのですが、この新法について公共交通機関というのが法律にあります。これは具体的に言いますと車両編と施設編と大きく冊子が分かれています。国土交通省のホームページにアクセスしますとこのガイドライン2つとも手に入れることができます。2つ目の道路、これもかなり厚かったと思うのですが、これも大きなものが作られております。2000年に作られたものが今回新たに改正されています。そこで大きな特徴は視覚障がい者の誘導ブロックが載っていることと、段差解消ブロックのところ、今までは2cmの残存段差を残すことだったのですが、そのことで転んだりとかそういうことがあったので、(段差を)1cmとしてむしろ街渠ブロック(段差解消ブロック)に勾配を付けるという方針を付けるのが多少このあたりが2000年から少し変わってきております。3番目の信号機は警察関係で、警察の例えば音声事項を付けるのが中心的課題になってきております。これはガイドラインといった形でやらなくても良いと思います。

4番目の路外駐車場、これはほとんど国は手を付けなかったと思いますが、東京都の(財)道路整備保全公社というところが、ユニバーサルデザインの駐車場の設計についてガイドラインを作りました。実際にユニバーサルデザインの駐車場を環八の外側あたり、練馬区内で作っている例がありますので一度、目にしていただけたらと思います。これもホームページで取れます。

5番目の都市公園、これについてもガイドラインがございます。

6番目の建築物、これについてもガイドラインがございます。

つまりガイドラインが道路・公共交通・都市公園・建築物4点ほどございます。ガイドラインというのは技術的な指針となっておりますして法律がミニマム最低限を決め、ガイドラインは最低限ではなくてこうしたら良いですよという、やや手の入った状態の整備を進めています。従ってこのガイドラインがかなり今回の技術的な直接的な設計にはとても役に立つと思いますので、いずれこの部分を

我々は読みながらやらないといけないと思いますので頭に入れておいて下さい。こういったところが、全体的な大きなバリアフリーの説明ということになります。ただいまのご説明等でご意見・ご質問等がございましたらお願い申し上げます。

(A会員) 2点ほど質問したいのですが、警察で小田急線町田駅のそばの踏切に昇降機を付けるというのが出ていますけれど、多分去年か一昨年に障がい福祉課から要請がありまして、都議会で町田駅前交番の所の踏切に昇降機を付ければというような話がきたので、障がい福祉課の方から町田市身障協会と町田市視覚障害者協会に要望書を提出して欲しいということで要望書を出したのです。その後何も回答がないのですが、ここで昇降機を付けるというのを検討して、この場合どこに付けるのか町田市身障者協会とか町田市視覚障害者協会の方の会長同士で話しをしました。これは検討しても実現はできるのですか？というのが一つと、視覚障がい者用の点字ブロックとか誘導ブロックで福祉のまちづくり推進協議会の二期の時だと思うのですが、町田街道の健康福祉会館のそばに『109』の方に向かって誘導ブロックを付けますとの東京都の方から聞いたという報告がありましたけれど、これはまだ実際にはやっていません。点字ブロックも付けられる場所とかそういうのが、限定はあるのですか？というのが2点目です。それはどうしてかという歩道とか車道の境目がない所には点字ブロックは付けては駄目だと東京都から言われたというようなことも二期の時に答えがありましたので、これはここでそういうことを決めても、実際にそれができるのかどうか分かりますか？ということです。

(部会長) どうもありがとうございました。2点ほどご質問がありましたが、小田急町田駅の所に昇降機を付けるのが検討してもできるかどうか疑問ですけれどという点と、もうひとつは都道でしたか、健康福祉会館から『109』までの町田街道の所に誘導ブロックを設置することについての検討意見があるということだと思います。ここにちょっと議論に入る前に計画と今できるかどうかということがあるかと思いますが、今回ネットワーク化という区分があると思いますが、ネットワークの構築、資料3だったと思いますが、ネットワークの構築の中に、ネットワークのルールが例えば、資料3の12ページにネットワークの構築と書いてありますけれど、例えば小田急の踏切を越えるネットワークが作られているとバリアフリーにしなければならないというところがありますので計画の将来の話になると思うのです。これからの議論かなと私には感じます。2点目の都道の誘導ブロックについても、これについてもここでの議論で、例えば、町田市がここに整備をしようと思えば意思決定をした場合に東京都にやって下さいと言って、東京都がやらない場合には、町田市で整備ができるという形に法律が変わりました。ただ、車道に誘導ブロックを設置することは、いままでのガイドラインの中では考えられていませんので車道の場合には道路の再配分をして歩道に組み換えをしなければ受けられないと思いますので、それもここの中での議論でいけると思います。こういうことを前提として、少し市の方で別途情報がございましたらお

願いたいと思います。

(事務局) 事務局で対応させていただきます。2点目のご質問で確認でございますが、町田市健康福祉会館の前ということでお話しいただいたのですが、道路と致しましては、町田街道と原町田大通り、駅の方へ向かう部分ですが、その両方を指されたご質問なのでしょうか。

(A会員) はい、そうです。

(事務局) はい、分かりました。ご要望は二つ目のご質問は、市の方として今情報を持ち合わせないので、はっきりお答えはできない状況です。一点目につきましても、今東京都の南多摩東部建設事務所副所長がおいでになっておりますので、願いたいと思います。

(B会員) 東京都の南多摩東部建設事務所ですけれども、一点目のご質問で現在小田急線の道のところで地下を通る側道がございますが、ここにエレベーターを設置して移動の円滑化にしようというご質問ですが、これについては事実的な検討は終わっておりまして付けることは十分可能でございます。但し、これはバリアフリー法に則った形で我々も都内全域対応してきている中で、特定経路がいくつも指定をされて順次(事業)計画化に取り組んでいる中で残念ながら町田市の場合にはまだこの特定経路の設定がない状況です。そういう中で我々もどういうところで取り組んでいくかということで、今回の部会の主旨もそこにあるかと思いますが、是非この場でご議論いただき、特定経路の中で位置づけをし、前向きに取り組んでいけたらと思っております。そういうことでご理解いただきたいと思っております。2点目について、若干私の方から補足をさせていただきますと、視覚障がい者の誘導ブロック点字ブロックについては当然色々と我々も対応してきておりますが、ご意見の中で設置していくのがまずは正しいと思っております。付けるのはそんなに難しいとは思っておりません。市の要望があつて局所的にやっている部分もありますがこういうこともこの部会の中でご議論いただき、同時決裁をいただいて我々も対応していけるかなと思っております。

(部会長) どうもありがとうございました。一点目につきましては、計画の中で取り込まれた場合にかなり付ける可能性がありますよというご意見だったと思えます。先ほど、特定経路という言葉は2000年度時点の交通バリアフリー法を作った時に、障がい者が自由に歩ける、そういう経路を特定経路ということで広義していました。現在は生活関連経路という言葉に変わりました。そういうことで、この部会で生活関連経路と指定して、その所にエレベーターを付けることは可能ですというお答えをいただきましたので、この中で本当にそこが生活関連経路として妥当性があるか、そのあたりについてここで議論していくのは、とても重要だと思います。誘導ブロックの設置についても、過去には随分昔ですけど、視覚障がい者の個人的な要望に対応して職員が「じゃあ、付けましょう」ということがあったようでございますが、そうではなくて少なくともそこは多様な視覚障がい者が必要だということを認めた上で計画の中に盛り込んでいくことがと

でも大事だと私も思いますので、A会員、視覚障がい者の団体の方、A会員は今回視覚障がい者の団体の代表として出られていると思いますが、多様な人のご意見をこの部会で反映していただいてそのことをこちらの部会で汲み取って計画の中に載せるということは可能ですので、意見を自分だけではなく、様々な人の意見を組み込んでいただきたいと私からもお願い申し上げます。

(A会員) 皆さんにお聞きして報告します。

(部会長) 他にいかがでしょうか？ないようでしたら2に行きたいと思います。

<意見なし>

部会検討の進め方の続きを事務局からお願いしたいと思います。

#### 〈資料説明〉：資料4，5

事務局による説明（省略）

(部会長) はい、どうもありがとうございました。資料5と6で分かると思いますが、今回はこの部会、全体の部会ということで、紫色で描かれた2行目の原町田地区という部分があると思いますが、紫の後今度は肌色になって更にブルーになって、一番下の方へ行くと濃いピンクになっていますが、地区協議会が次々に開かれるという、そういう資料になっています。最初に原町田地区をやりますということで、資料が原町田地区の範囲が示されています。これにつきましてご意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか？

(C会員) 資料の重点整備地区の指定についてですが、図で見ますとこちらの右下の部分の3，4丁目の地区の部分が入っていませんが、それは何かテリトリーで指定されているのでしょうか？

(部会長) 3，4丁目が入っていませんが何故でしょうか？ということですが。

(事務局) これにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、あくまでも今日お示しさせていただいたのは、重点整備地区案でございますので、この部会の中でご議論をいただいて、地区については定めていくようなことになるかと思えます。基本構想作成の中の重点整備地区の設定ということになるかと思えますが、2001年度までの過年度の福祉のまちづくり、車いすで歩ける町づくりということで、色々調査をかけていく中でデーターの中であくまでも事務局の案ということでお示しさせていただいておりますけれども、この区域につきましてはこの部会の中でご議論いただければと思っております。

(C会員) それでは、是非この地域も含めていただきたいと思いますのは、この辺は「ことばらんど」ですとか「国際版画館」に行くアプローチ動線でこれから文化の高い地域になっていく可能性が非常に高いと思いますので、この地域を是非この福祉の図（資料3：P.11）の用な形で重点整備地区にさせていただければと思います。

(部会長) はい、ありがとうございました。文化的な地域が高い版画館側、こちらの地域を加えていただきたいとのご意見、ご要望として承っておきたいと思えます。おそらくこれを決めるのは今年度いっぱいぐらいで、決めていただければ大丈夫で

すので。一般的に駅及びその周辺という場合に国土交通省の当初の2000年度の規定ですと、500mから1kmという範囲となっておりますので、その程度の範囲で必要性の高い所はできるだけ含めておくという事にしておいたらいかがでしょうか。もしそういう場合にコアとして重点的調査を掛けたりする部分と準コアみたいな周辺・関連領域みたいな所を含めて二重に線を引くという考え方も町田市のような場合、特に駅周辺というのは相当密度が高いですので、そういう考え方もあると思いますので、できるだけ範囲をやや広げてくるというようなことをやっていただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

なければ原町田地区からということですが、まずは原案はございますか？あるいは皆様方からこういう委員の方々がよろしいとか地区のそれぞれの地区協議会では、その地区にふさわしい方々になっていただくということがございますので、この時点で是非こういう方に入っていたきたいというご要望がありましたらいかがでしょうか。もし思いつかないようでしたらまた折りをみてご意見をいただいて、ご提案してくださって結構です。事務局の方で原案があるということですので、お願い致します。

(事務局) 原案を提示する

(部会長) 原案は17名ということでご提案いただきましたが、これについてご意見がございませうか。これにつきましては追加とか離脱とかは可能ですか。

(事務局) やはり現場、原町田地区に色々精通した方が大勢いらしゃりますので、提案させていただきましたけれども、これ以外にも追加ということも可能ですので、お話しいただければご配慮させていただきますので、よろしくお願い致します。

(部会長) ただ今のご提案、全体的に見ますとバリアフリーのこの部会の委員名簿から抜け落ちていたのは、行政関係者と一部の鉄道バス事業者と庁内の管理者とが抜けておりますけれど、ほぼこのメンバーの大半が入っているとご理解下さい。他に追加した方がよろしいということはございませうか。

(D会員) 名簿の最初の方は障がいを持つ人の団体だと思っておりますが、『障がい児を持つ親の会』の人達も入ると、また違った視点が見えてくるので良いかと思ひます。

(部会長) 新法の中で、発達障がい・精神障がい・知的障がいということで、特に知的障がいの母親とかあるいは障がい児、精神障がい、知的障がいの方々の所から1人か二人必要かなというご提案なんですけれど事務局の方で、少しご相談してご検討いただけますか。

(事務局) かしこまりました。その点につきましては検討させていただきます。またご相談させていただきますと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(部会長) 商店連合会の方々はバリアフリーで、店頭のバリアフリーをどうするか歩行空間の安全を検討すると思ひますが、どなたかいた方がよいという方はいらっしやいますか。

(C会員) もう一名、地元の商店会長のどちらかの方に追加させていただければ。

(部会長) 是非、商店会の方の追加をお願いしたいと思ひます。では、知的障がい者の関

係と商店会の地元の人を加えるというような方向でご検討いただくという事でよろしいでしょうか。また後でワークショップ等が始める時には、その他様々な人が追加的に入っていただいて全く問題ありませんので、こういう形で対応させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、検討の進め方については議題はこのくらいにさせていただきます。

続きましては、『その他』となっていますが、事務局から何かありますか？

(事務局) 特にございませぬ。

(部会長) それでは、本日はこれで終了します。